

令和4年度
(2022年度)

財政援助団体等監査結果報告

高崎市監査委員



第210-7号
令和4年11月1日

高崎市長 富岡 賢治 様
高崎市議会議長 根岸 赴夫 様

高崎市監査委員 小泉 貴代子
同 折田 慶太
同 柄沢 高男
同 丸山 覚

監査の結果報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、令和4年度財政援助団体等監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり提出します。

監査結果報告書

第1 高崎市監査基準への準拠

令和4年度財政援助団体等監査は、高崎市監査基準（令和2年高崎市監査委員告示第3号）に準拠し実施した。

第2 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体及び公の施設に係る指定管理者の監査

第3 監査の期間

令和4年8月1日から9月15日
（実地監査日 令和4年8月23日）

第4 監査の対象

1 財政援助団体

令和3年度において財政的な援助を行った団体等の中から任意抽出した。

No.	団体等の名称	所管部署
1	本因坊戦高崎対局開催実行委員会	総務部文化課
2	株式会社群馬バス	市民部地域交通課
3	株式会社町田ギヤー製作所	商工観光部商工振興課
4	株式会社林製作所	商工観光部商工振興課
5	株式会社フルーツオンザヒル	農政部農林課
6	有限会社永井食品工業	農政部農林課
7	榛名湖リゾート・トライアスロンin群馬実行委員会	榛名支所地域振興課

2 公の施設に係る指定管理者

公の施設について管理運営を委任している指定管理者の中から任意抽出した。

No.	指定管理者の名称	所管部署
1	高崎市斎場共同企業体 代表 株式会社環境保全センター 構成員 株式会社プリエッセ	市民部市民課

施設名称

高崎市斎場

第5 監査の着眼点

監査にあたり、次のとおり主な着眼点を設定した。

1 財政援助団体監査

(1) 団体関係

ア 事業計画書、予算書、決算諸表等と補助金等の交付申請書、実績報告書等は符合するか。

イ 補助金等交付申請書の提出、補助金等の請求及び受領は適時に行われているか。

ウ 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。ま

- た、補助金等が対象事業以外に流用されていないか。
- エ 出納関係帳票の整備及び記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備及び保存は適切か。
- オ 補助金等に係る収支の会計経理は適正か。
- カ 会計処理上の責任体制は確立されているか。
- キ 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。
- ク 財産の処分制限に違反するものはないか。

(2) 所管部署関係

- ア 補助金等の決定は法令等に適合しているか。
- イ 補助金等の目的及び対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。
- ウ 補助金等の条件その他補助に関する指令等の内容は明確か。
- エ 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- オ 補助金等の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。
- カ 補助対象事業等により取得した構築物及び備品は確認しているか。また、現金、未払金等の支出については、減少記録、支出伝票、領収書等で確認しているか。

2 指定管理者監査

(1) 指定管理者関係

- ア 責任体制が確立され、指定管理の目的及び範囲に沿った事業運営が行われているか。
- イ 現金出納事務は適切に管理・確認され、出納関係帳簿及び記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備及び保存は適切か。
- ウ 施設の管理に係る収支会計経理は適切か。また、他の事業との会計区分は明確か。
- エ 経費節減は図られているか。
- オ 事業報告書は適正に作成され、提出は期限内になされているか。
- カ 管理規程、経理規程等の諸規程は整備されているか。

(2) 所管部署関係

- ア 指定管理者の指定は、議会の議決を経て、条例等に基づき適正・公正に行われているか。
- イ 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
- ウ 協定書等には、管理する施設及び業務の内容並びに指定管理者との間の経費の負担区分は明確になっているか。また、管理の範囲を超える内容となっていないか。
- エ 管理業務実施状況（条例、規則及び協定書等に従って、適切な公共サービスの提供が確保されているか）の把握・評価（モニタリング）が行われているか。
- オ 指定管理者に関して、事業報告書等及び、必要に応じて適時かつ適切な報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。

第6 監査の実施内容

監査にあたっては、主に経済性、効率性、有効性の観点から、あらかじめ提出された資料を基に関係諸帳簿等の調査を行い、関係者に説明を求めるとともに現場を実査した。

第7 監査委員の除斥

榛名湖リゾート・トライアスロンin群馬実行委員会に関わる監査において、柄沢高男監査委員は地方自治法第199条の2の規定に基づき除斥した。

第8 監査の結果

財政援助団体及び指定管理者における出納その他の事務、管理業務等においては、それぞれ関係法令や協定書等に準拠し、おおむね適正に執行されていると認められた。

また、所管部署における補助金交付及び公の施設の指定管理に係る事務並びに指定管理者に対する指導監督等においても、おおむね適正に行われていると認められた。

なお、一部に是正、改善を要する事項が見受けられたので指導を行った。

軽微なため内容の記述は省略したが、これらについて十分留意し、適正な事務処理に努めるよう望むものである。

個別の結果については次頁以降のとおりであり、指導内容の区分は次表のとおりである。

区 分	内 容
指摘事項	次のいずれかに該当すると認められる事案で、是正、改善等の措置の状況の報告を求める必要があるもの。 関係部局長等に対し文書で指摘し、かつ、公表する。 ① 法令等に違反すると認められるもの ② 予算の目的に反していると認められるもの ③ 不経済な行為又は損害が生じていると認められるもの ④ 事務処理等が著しく適切を欠くと認められるもの ⑤ 経済性、効率性又は有効性の観点から直ちに改善が必要と認められるもの ⑥ 事務・事業の執行に当たり、遅滞なく、改善又は見直しが必要であると認められるもの ⑦ 前回までの監査において、是正、改善、注意を求めた事項でそれらの実施、あるいは検討がされていないと認められるもの
指導事項	① 「指摘事項」に掲げる①から④の案件の内、軽微な誤謬等と認められるもの ② 経済性、効率性又は有効性の観点から今後改善が必要と認められるもの ③ 事務・事業の執行に当たり、今後、改善又は見直しが必要であると認められるもの
口頭指導	その他軽微なもので、事務調査の段階で修正、改善等を指導したもの

財政援助団体監査

1 本因坊戦高崎対局開催実行委員会

(1) 補助金等の名称

本因坊戦高崎対局開催補助金

(2) 事業の概要

囲碁のタイトル戦のひとつで、高崎市で開催される本因坊戦（株式会社毎日新聞社、公益財団法人日本棋院、一般財団法人関西棋院主催）第76期挑戦手合7番勝負第1局及びプロ棋士による指導碁会、大盤解説会等市民参加型の関連イベントの運営を行う。

開催期間 令和3年5月10日（月）～12日（水）

主な内容 ・レセプション 令和3年5月10日
（ホテルメトロポリタン高崎 参加人数50人）
・対局 令和3年5月11日・12日（旧井上房一郎邸）
・指導碁会 令和3年5月11日（高崎芸術劇場 参加人数18人）
・大盤解説会 令和3年5月12日（高崎芸術劇場 参加人数100人）

(3) 財政援助の目的

囲碁の三大棋戦のひとつで、全国的に注目を集める本因坊戦対局を市内で開催することにより、囲碁を通じて文化振興を図るとともに高崎市をPRしブランド力向上につなげる。

(4) 補助金額等

申請年月日	交付指令年月日 及び指令番号	交付先	補助金額	交付年月日
令和3.4.1 (変更)	令和3.4.1 高崎市指令文化課 第29号 (変更)	本因坊戦高崎対 局開催実行委員 会	12,000,000円 (戻入額)	令和3.4.16 (戻入)
令和4.2.9	令和4.2.14 高崎市指令文化課 第1号	実行委員長 柴山 雄二郎	△5,012,155円	令和4.2.16

(5) 監査の結果

団体及び所管部署共に、補助金等に係る出納その他の事務処理については、おおむね適正に執行されていたが、是正、改善を要する事項が見受けられたので、団体に対して指導を行った（口頭指導）。

2 株式会社群馬バス

(1) 補助金等の名称

交通系 I C カード導入整備事業費補助金

(2) 事業の概要

「交通系 I C カード」は 2001 年に J R 東日本の Suica (スイカ) の導入から始まり、以降首都圏の私鉄・バス事業者による PASMO (パスモ) など全国で 10 種類の「交通系 I C カード」が相互利用される状況であった。しかし、地域の交通事業者にとっては導入費用や定期券機能・独自サービスの改廃などの運用面の問題で導入が進まなかった。

2021 年になり、Suica (スイカ) と各地域の「交通系 I C カード」機能を 1 枚にまとめた「地域連携 I C カード」の導入が開始された。群馬県内では、プリペイド式の「群馬県共通バスカード」を提供してきたが、2022 年 3 月から「地域連携 I C カード」noIbé (ノルベ) を発行し、バス事業者 6 社が一斉に導入した。これにより県内バス路線の I C カード普及率が約 4 割から約 8 割に向上する予定である。

株式会社群馬バスでは補助対象も含め 29 路線・51 台の導入となった。補助事業の期間が令和 3 年 1 月 29 日から同年 3 月末日までであったが、年度内の事業完了が難しいため予算を令和 3 年度に繰り越して執行された。導入にあたり当該補助対象のほか自主路線では費用の 1/3 を国、2/3 を県が補助している。

(3) 財政援助の目的

通勤・通学で需要の高い代替バス路線「高崎駅～農大二高・城山団地～南陽台線」を補助対象路線とし、必要な機器の導入を補助することにより市内バス路線の利用促進及び利便性の向上を図る。

(4) 補助金額等

申請年月日	交付指令年月日 及び指令番号	交付先	補助金額	交付年月日
令和 3. 1. 13 (変更) 令和 3. 3. 23	令和 3. 1. 25 高崎市指令地域交 通課第 7 号 (変更) 令和 3. 3. 29 高崎市指令地域交 通課第 11 号	株式会社群馬バス 代表取締役社長 御園生 知之	6,500,000 円	令和 4. 3. 30

(5) 監査の結果

団体及び所管部署共に、補助金等に係る出納その他の事務処理については、おおむね適正に執行されているものと認められた。

3 株式会社町田ギヤー製作所

(1) 補助金等の名称

職場環境改善事業補助金

(2) 事業の概要

職場環境の改善を目的とし工場内に空調設備の設置を行った。職場環境の改善により、従業員の熱中症などのリスクの軽減、体調維持や働く意欲の向上、生産性向上などの効果が得られた。

- ・施設名称 株式会社町田ギヤー製作所
- ・所在地 高崎市上豊岡町530番地
- ・設置設備 天井吊型エアコン 4台、スポットゾーンエアコン 1台

(3) 財政援助の目的

職場に「暑さ・寒さ対策」のための空調設備等を設置し、快適な職場環境づくりを推進することにより、安定的、継続的な雇用を促進し産業振興を図る。

(4) 補助金額等

申請年月日	交付指令年月日 及び指令番号	交付先	補助金額	交付年月日
令和3.4.20	令和3.5.26 高崎市指令商工振 興課第380号	株式会社町田ギヤ ー製作所 代表取締役社長 町田 和紀	5,000,000円	令和3.11.5

(5) 監査の結果

団体及び所管部署共に、補助金等に係る出納その他の事務処理については、おおむね適正に執行されていたが、是正、改善を要する事項が見受けられたので、所管部署に対して指導を行った（指導事項）。

4 株式会社林製作所

(1) 補助金等の名称

職場環境改善事業補助金

(2) 事業の概要

株式会社林製作所は、多品種少量生産の精密板金加工を軸に、プレス加工、溶接加工の一貫生産を行い、関東圏を中心に全国150社のモノづくりをサポートしている。工場内は機械の稼働や外気の影響により熱気がこもるため、室内環境を整えることが課題となっていた。

当該補助金の創設がきっかけとなり環境改善の設備投資を行うこととし、排熱を目的とした大型換気扇を工場西側の壁に設置した。今回設置した換気扇により、工場内の空気を常時排気できるようになり、既に導入済みであった大型冷風機と併用することで、外気温に対し工場内温度を抑えられるようになった。

- ・施設名称 株式会社林製作所
- ・所在地 高崎市沖町368番地1
- ・設置設備 34インチ換気扇 10台

(3) 財政援助の目的

職場に「暑さ・寒さ対策」のための空調設備等を設置し、快適な職場環境づくりを推進することにより、安定的、継続的な雇用を促進し産業振興を図る。

(4) 補助金額等

申請年月日	交付指令年月日 及び指令番号	交付先	補助金額	交付年月日
令和3.4.20 (変更) 令和3.7.28	令和3.6.25 高崎市指令商工振 興課第482号 (変更) 令和3.8.3 高崎市指令商工振 興課第585号	株式会社林製作所 代表取締役 林 司	3,015,000円	令和3.9.8

(5) 監査の結果

団体及び所管部署共に、補助金等に係る出納その他の事務処理については、おおむね適正に執行されていたが、是正、改善を要する事項が見受けられたので、所管部署に対して指導を行った（指導事項）。

5 株式会社フルーツオンザヒル

(1) 補助金等の名称

農業者新規創造活動事業補助金（高崎市6次産業化等推進事業補助金）

(2) 事業の概要

株式会社フルーツオンザヒルは自然豊かな丘の上2.7haの土地にブルーベリー、ぶどう、いちじく、グレープフルーツ、レモン、キウイフルーツなどの果樹を植栽し、四季を通じて楽しめるフルーツ農園を運営している。農園内のカフェでは、採れたて新鮮なフルーツを使用したフレッシュジュース、アイスバー、フレッシュゼリーなども提供している。

今回新規事業として、いちご生産品を加工・販売するために、いちごのロゴをあしらったピンク色を基調とした施設を建設することで、土日祝日は常に行列ができ、口コミによる県外からの来客も増え、いちご大福やシュートツォをはじめとする加工品は午前中には完売する状態が続いている。

- ・施設名称 いちごちゃん家
- ・所在地 高崎市吉井町小串260番地1

(3) 財政援助の目的

農業者の所得の拡大及び雇用の拡大により地域活力の向上を図るため、農業者又は農業者及び商工業者の連携による6次産業化に資する取り組みを支援する。

(4) 補助金額等

申請年月日	交付指令年月日 及び指令番号	交付先	補助金額	交付年月日
令和3.4.14 (変更)	令和3.5.24 高崎市指令農林課 第101号 (変更)	株式会社フルーツ オンザヒル 代表取締役 齋藤 勝彦	12,000,000円 (戻入額) △73,700円	令和3.7.30 (戻入)
令和3.10.15	令和3.10.15 高崎市指令農林課 第135-2号			令和4.3.22

(5) 監査の結果

団体及び所管部署共に、補助金等に係る出納その他の事務処理については、おおむね適正に執行されているものと認められた。

6 有限会社永井食品工業

(1) 補助金等の名称

農業者新規創造活動事業補助金（高崎市6次産業化等推進事業補助金）

(2) 事業の概要

有限会社永井食品工業は箕郷地域の特産品である梅を自社生産及び農家から仕入れ、「しらす梅ふりかけ」、「ねり梅」、「梅シロップ」等の加工・製造や新製品の開発のために施設建設及びパッケージデザインを行った。地域の雇用拡大や梅農家の所得拡大により地域活力の向上が期待される。

- ・ 施設名称 有限会社永井食品工業作業所
- ・ 所在地 高崎市箕郷町富岡1368番地

(3) 財政援助の目的

農業者の所得の拡大及び雇用の拡大により地域活力の向上を図るため、農業者又は農業者及び商工業者の連携による6次産業化に資する取り組みを支援する。

(4) 補助金額等

申請年月日	交付指令年月日 及び指令番号	交付先	補助金額	交付年月日
令和3.4.28	令和3.5.24 高崎市指令農林課 第106号	有限会社永井食品 工業 代表取締役 永井 長治	12,000,000円	令和3.8.30

(5) 監査の結果

団体及び所管部署共に、補助金等に係る出納その他の事務処理については、おおむね適正に執行されているものと認められた。

7 榛名湖リゾート・トライアスロンin群馬実行委員会

(1) 補助金等の名称

榛名湖リゾート・トライアスロンin群馬開催補助金

(2) 事業の概要

榛名湖リゾート・トライアスロンin群馬は平成25年度から開催され、令和3年度で第9回大会を迎える。榛名湖周辺の自然環境を活かしたトライアスロン大会であり、実力や世代を問わず楽しめるように、距離の短い挑戦しやすい部門（スプリント）やキッズ・ジュニア部門も設定している。

令和3年度はコロナ禍での開催のため、検温・手指消毒の実施、マスク着用の徹底、スタート時の密の回避など、感染症対策を徹底して実施した。また、緊急事態宣言地域及びまん延防止等重点措置の対象となっている地域の選手に自粛をお願いし、辞退された方には参加料を返金する措置をとった。

・開催日 令和3年7月18日（日）

(3) 財政援助の目的

高崎市を代表する観光地である「榛名山・榛名湖」を舞台にトライアスロン大会を開催することで、榛名地域を全国にPRし、観光客の誘致につなげる。

また、大会の運営に地元の市民ボランティアが参加することにより、地域の一体感を醸成し、活力あるまちづくりを目指すと共にトライアスロンの普及と群馬県選手の育成に努める。

(4) 補助金額等

申請年月日	交付指令年月日 及び指令番号	交付先	補助金額	交付年月日
令和3.4.1 (変更) 令和3.8.31	令和3.4.1 高崎市指令榛名支 所地域振興課第 29号 (変更) 令和3.9.17 高崎市指令榛名支 所地域振興課第 42号	榛名湖リゾート・ トライアスロン in 群馬実行委員 会 実行委員長 小林 信彦	3,500,000円 2,910,000円	令和3.7.7 令和3.10.6

(5) 監査の結果

団体及び所管部署共に、補助金等に係る出納その他の事務処理については、おおむね適正に執行されていたが、是正、改善を要する事項が見受けられたので、団体に対して指導を行った（口頭指導）。

公の施設の指定管理者監査

1 高崎市斎場共同企業体

(1) 構成企業

代 表 株式会社環境保全センター 代表取締役 中澤 和也
構成員 株式会社プリエッセ 代表取締役 竹内 一普

(2) 施設名称

高崎市斎場

(3) 指定管理の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日

(4) 指定管理の範囲

- ① 火葬業務
- ② 使用許可、その取消し、その他斎場の使用に関する業務
- ③ 使用料の収納に関する業務
- ④ 売店の運営に関する業務
- ⑤ 斎場の施設及び附属施設の維持管理に関する業務
- ⑥ その他斎場の管理運営に必要な業務

(5) 指定管理の目的

市民の平等な利用を確保するとともに、指定管理者の創意工夫により、さらに質の高いサービスを使用者に提供し、効率的かつ安定的な運営管理を行うことを目的とする。

(6) 指定管理料

143,605,664円（令和3年度）
（うち臨時火葬分1,522,331円）

(7) 監査の結果

指定管理者及び所管部署共に、公の施設に係る出納その他の事務処理については、おおむね適正に執行されていたが、是正、改善を要する事項が見受けられたので、指定管理者に対して指導を行った（口頭指導）。